

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【基本的方向】

- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- ③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にしたい一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- ④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- ⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

【主な取組み】

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
①	府立支援学校の教育環境の整備 （府立知的障がい支援学校新校整備事業 ＜参考資料 P172＞）	「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、平成 27 年 4 月に北河内地域において枚方支援学校を、また、中河内・南河内地域において西浦支援学校を開校した。
	自立支援推進校、共生推進校の充実 （知的障がいのある生徒の教育環境整備事業 ＜参考資料 P173＞）	たまがわ高等支援学校の共生推進教室を府立金剛高等学校に、むらの高等支援学校の共生推進教室を府立緑風冠高等学校に設置した。 （平成 27 年度：自立支援推進校 9 校、共生推進校 8 校）
②	職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の計画的な整備と就労支援体制の構築 （府立知的障がい支援学校新校整備事業 ＜参考資料 P174＞）	平成 27 年 4 月に北河内地域において、むらの高等支援学校を開校した。 支援員が支援学校等の卒業生の就職先企業を訪問し、職場定着の相談に対するアドバイスを行うなど、企業の障がい理解の促進を図った。
	（支援学校卒業生職場定着支援者育成事業 ＜参考資料 P175＞）	また、支援学校・自立支援推進校・共生推進校を訪問し、職場定着に向けた企業ニーズなどの情報提供を行うとともに、職場実習を希望する生徒等を対象とした職場実習事前指導を実施した。
	（就労支援・キャリア教育強化事業 ＜参考資料 P176＞）	支援学校のモデル校 3 校（寝屋川支援学校、高槻支援学校、堺支援学校）にコーディネーターを配置するとともに、授業改善プラン等を検討・評価するために「就労支援ネットワーク会議」を設置した。またコーディネーターは、支援学校の就労支援のノウハウを活用し、連携する高等学校 3 校（柴島高校、枚方なぎさ高校、堺東高校）への支援も行った。平成 28 年 2 月に、府立支援学校教員を対象に報告会を行った。

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
③	府立支援学校におけるセンター的機能の発揮 （支援教育地域支援整備事業 ＜参考資料 P180～P181＞） （特別支援学校教員免許法認定講習事業 ＜参考資料 P179＞） （高等学校支援教育力充実事業 ＜参考資料 P174＞） 「個別の教育支援計画」の作成と活用促進 （＜参考資料 P182～P183＞）	地域の小中学校等で学ぶ障がいのある子どもの支援の充実に向けて、府立支援学校での地域支援室の体制を整えるとともに、リーディングスタッフを配置し、小中学校等へ巡回相談や来校相談等を行った。 また、教員の特別支援学校教諭二種免許状取得を目的に、免許法認定講習を実施した。 平成27年度、大阪大谷大学が、国事業を活用して実施する府立支援学校教員を対象とした認定講習（3科目延べ260人が受講）に協力。これにより初任教諭や講師の単位修得の機会を拡大した。 府立高校については、支援教育サポート校（自立支援推進校から4校を指定）が府立支援学校と協力し、府立高校への巡回相談や教員向けの支援教育に関する研修を行うなどの支援を行った。
④	通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援 （通常の学級における発達障がい等支援事業（注） ＜参考資料 P184＞） （発達障害のある児童・生徒等の支援研究事業 ＜参考資料 P184＞） （高等学校における発達障がい等支援事業 ＜参考資料 P184＞）	平成25・26年度の2年間、小・中学校において、発達障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、アドバイザースタッフを18校園に派遣し、実践研究を行った。平成27年度は、実践研究の成果を取りまとめた冊子を作成し、普及を図った。 発達障がいの可能性のある児童生徒に対する系統性のある支援を充実させるため、府立高校のモデル校1校と市町村のモデル地域2市を指定して、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎに関する調査研究を行った。 高校においては、府立高校のうち4校を研究校として指定し、発達障がい等のある生徒の状況把握のための手法について研究を行い、その成果を支援教育推進フォーラムで報告した。
⑤	私立幼稚園・認定こども園（以下「私立幼稚園等」という）における支援教育の充実に向けた取組みの支援 （私立幼稚園等教諭を対象とする研修機会の拡大 ＜参考資料 P185＞） （私立幼稚園等の特別支援教育助成事業 ＜参考資料 P185＞） 障がいのある生徒の高校生活支援 （障がいのある生徒等の高校生活支援事業 ＜参考資料 P185＞）	私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会の拡大とともに、府教育センターや支援学校主催の研修会に関する情報を私立幼稚園等に提供した。また、私立幼稚園等における特別支援教育の充実に図るため、障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園等に助成を行った。 障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、介助員や学習支援員を配置する私立学校4校を支援した。

(注) H26年度末事業終了

【指標の点検結果】

指標	目標値 (H29年度)	H24年度実績値 (計画策定時)	H27年度実績値	点検結果
○指標 21 知的障がい支援学校高等部 卒業生の就職率	35%をめざす	26.2%	25.6% [H26年度実績 28.3%]	△ 平成 27 年度実績は、計画策定時の 実績を 0.6 ポイント下回った。
○指標 22 府立支援学校高等部卒業生 の就職希望者の就職率	100%をめざす	95.9%	92.2% [H26年度実績 91.2%]	△ 平成 27 年度実績は、計画策定時の 実績を 3.7 ポイント下回った。
○指標 23 小・中学校の通常の学級に 在籍する障がいのある 児童・生徒に対する 「個別の教育支援計画」の 作成に取り組む学校の割合	100%をめざす	69.8%	92.1% [H26年度実績 83.9%]	○ 平成 27 年度実績は、計画策定時の 実績を 22.3 ポイント上回った。

【自己評価】

- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- ・府立知的障がい支援学校については、北河内地域（枚方支援学校・むらの高等支援学校）及び中河内・南河内地域（西浦支援学校）での新校が平成27年4月に開校し、これにより、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づく府内4地域における整備が完了した。平成28年4月に大阪市立特別支援学校を大阪府に移管したことに伴い、大阪市域を含む府内全域の障がいのある児童・生徒数の将来推計を行い、今後の支援教育施策のあり方検討を進める。
 - ・新校開校や乗車時間短縮に対応するため通学バスを増車し、乗車時間が60分を超える児童・生徒の割合は減少した。今後も、移管した大阪市立特別支援学校を含めて、乗車児童・生徒の増加及び長時間乗車に対応するための通学バスの効率的なコース編成等を検討していくことが必要である。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- ・職業学科を設置する知的障がい高等支援学校を整備するとともに、就職率の一層の向上や学校間による就職率のばらつきの解消を図るため、平成26年度に引き続き、支援学校及び自立支援推進校・共生推進校に在籍する生徒を対象に、「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」や「就労支援・キャリア教育強化事業」等の就労支援に取り組んだ。平成27年度の知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は25.6%と下がり、平成27年度達成目標としていた32%には届かなかった。これは、知的障がいのある生徒が支援学校高等部への入学段階で、公立高校や私立高校、専修学校など他の進路先と併願する者が増えてきており、これまで就職希望していた層が他の進路先へ進学していることなどが、就職希望率、就職率の低下した一因と考えられ、今後、詳細な分析を進める（参考：平成26年度就職希望率31.0%、平成27年度就職希望率28.1%）。引き続き、早期からのキャリア教育などを通じて、働くことの意義や必要性等の指導、啓発を行うとともに、大阪市から移管した知的障がい支援学校高等部への職業コースの設置を進めるなど、就職率の向上につながる取組みを進める。

③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にしたい一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。

- ・市町村教育委員会への指導・助言や学校訪問及び実践事例報告会での周知などに取り組んだ結果、通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合が向上した。平成28年3月に作成したリーフレット「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」等を通じて、一層の取組みを進める。
- ・特別支援学校教諭二種免許保有率を向上させるため、大学の協力を得て認定講習の受講枠の拡大を行うとともに、平成27年度教員採用選考テストから、特別支援学校教諭の普通免許状を所有（見込み含む）し、特別支援学校の勤務を希望する者を選考において加点することにした。こうした取組みによって、新規採用教員の特別支援学校教諭等免許保有者は増加しており、府立支援学校教諭等免許保有率はこれまでの下降傾向から平成26年度以降上昇に転じた。平成27年度には、大阪大谷大学が新たに国事業を活用して実施する府立支援学校教員対象の認定講習への協力連携を進め、3科目延べ260人が受講した。今後とも、認定講習の充実など、免許保有率向上に粘り強い取組みを進める。

④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。

- ・平成25・26年度の2年間、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒への支援として、小・中学校においては、すべての生徒にとって「わかる」「できる」という授業にするため、「通常の学級における発達障がい等支援事業」で実践研究に取り組んだ。実践研究校では、互いを認め合う集団づくり、授業に集中しやすくなる教室環境の整備、子どもたちが学習の見通しがもてるような授業づくり等が進んだ。平成27年度にはその研究成果をまとめた冊子を作成し、大阪府教育委員会ホームページに掲載するなど、各校への普及を図った。

さらに、発達障がいの可能性のある児童生徒に対する系統性のある支援の充実を図るため、「発達障害のある児童・生徒の支援研究事業」を実施し、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎに関する調査研究を進めた。平成27年度は引継ぎの重要性を広く発信するため、府内公立小・中・高・支援学校の教職員等を対象に講演会を実施した。

また、高校においては、発達障がいのある生徒に対して卒業後の就労に観点をおいたアセスメントの実施やその活用についての研究を進めた。そのことにより、教員の発達障がいに対する理解が進むとともに、発達障がいのある生徒の職場体験等が行われた。今後は、支援教育推進フォーラム等により成果の共有・発信に取り組む。

⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

- ・私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会の拡大や、障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園等に対する助成、介助員や学習支援員を配置する私立高校への助成など、障がいのある子どもが安心して通える学校づくりへの支援を行った。

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・「自立支援推進校、共生推進校の充実と、その成果の府立高校全体への普及（具体的取組59）」について、自立支援推進校と共生推進校とも拡大を図り、地域で通いやすい支援学校を整備したことについては、評価できる。一方、「通学バスの乗車時間が片道60分を超える児童生徒の割合（具体的取組56）」について、今年度から大阪市立特別支援学校が大阪府へ移管されたこともあり、今後より効率的な運用が必要である。

【基本的方向②について】

- ・「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の計画的な整備と就労支援体制の構築（具体的取組61）」について、一旦就労して、うまくいかなかった時にフォローできるような体制を整え、常に障がいのある子どもたちが就労をめざせる手厚い指導が必要である。

【基本的方向③について】

- ・「特別支援学校教諭免許保有（具体的取組63）」について、若い教員ほど免許の取得率が低いということだが、近隣の県で取得率は高く、これからより専門的な知識がますます求められるので、支援教育の指導ができる人材の確保、免許取得率のアップに努めて欲しい。
- ・『『個別の教育支援計画』の引継ぎ（具体的取組65）」について、「個別の教育支援計画」を受け取る側としては保護者の思いや対象児童・生徒の養育歴などを把握することで、指導に役立てることができる貴重な資料であるので、引継ぎを行っている割合の向上が必要である。
また、「個別の教育支援計画」の作成状況が小中学校の支援学級で100%であるので、府立高校でも割合は上げるためには、先ずはそのまま中学校の「個別の教育支援計画」を一旦引継ぐことを徹底し、その上で、必要に応じてさらに発達段階に即した様式やフォーマットを作成していくということが必要ではないか。

【基本的方向④について】

- ・「通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援」について、高等学校における通級指導が制度化されてくると思われるので、その制度化を活用して、共生推進校も含めて、これまでの取組みをより一層進めるような方策を考えていただきたい。

【基本的方向⑤について】

- ・「私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援（具体的取組163）」について、幼稚園の段階で障がいの有無にかかわらず配慮を要する子どもに関してより幅広い観点からの理解や支援を行うことによって、小学校1年生への接続時の対応がスムーズに行えることから、幼稚園の教員が幅広く研修を受けることが望まれる。（基本方針10 基本的方向①の再掲）

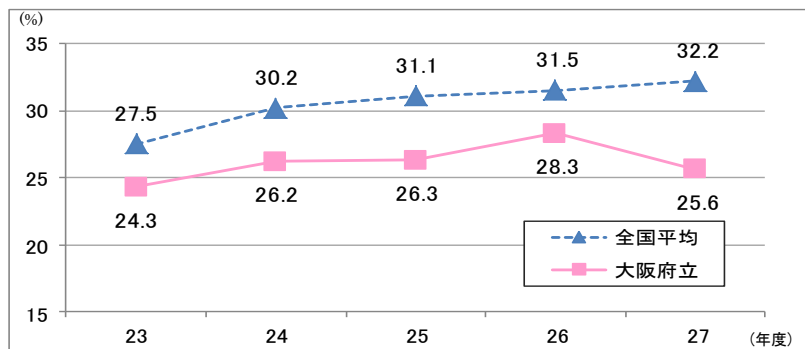
○補足意見

【基本的方向④について】

- 「通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援（具体的取組67）」については、「だれもがわかる授業」という点においての取組みの拡大が図られているが、よりユニバーサルデザインを意識した、例えば赤緑色弱等の子どもたちは赤チョークが見えないということなども含めた、細やかな配慮に基づいたユニバーサルデザイン、だれもがわかる授業をめざすべきである。
- 個別の教育支援計画については、例えばセンター試験等において配慮申請ができるが、どのような配慮が必要かについては、個別の教育支援計画に書かれていることが一つの判断基準となることから、今年度施行された「障害者差別解消法」の合理的配慮との関係で、非常に重要であることを認識してほしい。

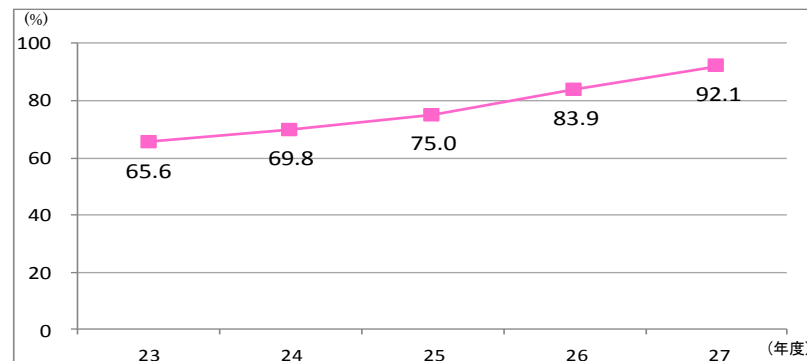
(参考)

◆指標 21 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率



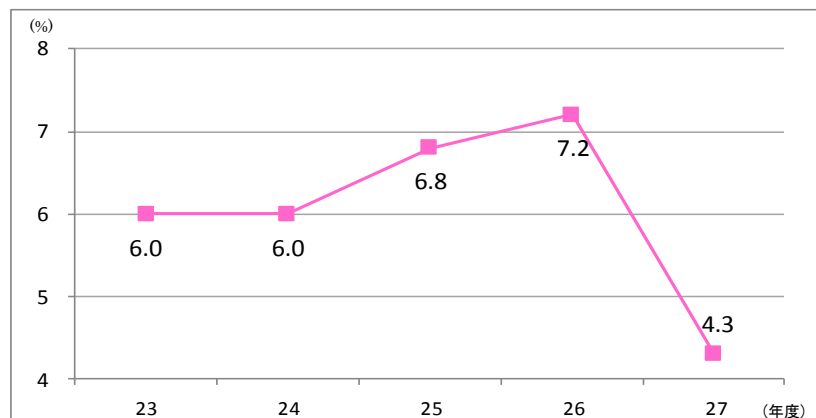
※府教育庁調べ及び文部科学省「学校基本調査」等 (H27 年度全国平均は速報値)

◆指標 23 小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合



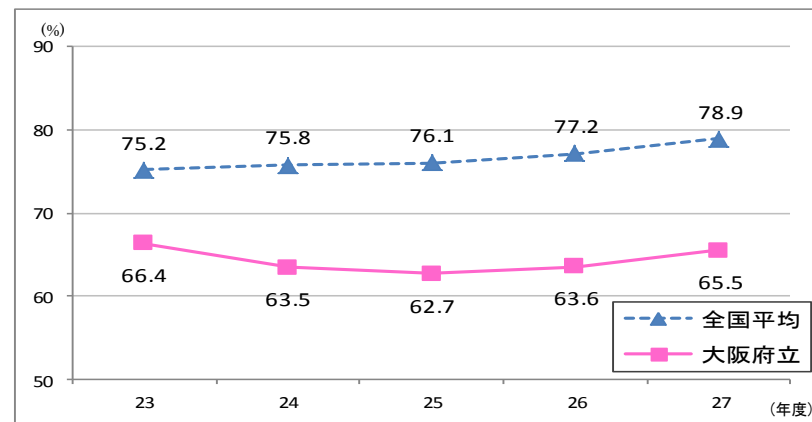
※府教育庁調べ

◆通学バスの乗車時間が片道 60 分を超える児童生徒の割合



※府教育庁調べ

◆特別支援学校教諭免許保有率



※府教育庁調べ ※調査日は各年 5 月 1 日現在

※「府立」には市立八尾支援学校を含む

※いずれの数値も「当該障がい種の免許保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障がい種)」、「他の障がい種の免許状保有者」、「自立教科等の免許状保有者(他障がい種)」を合わせた割合を示す。